

愛知県環境影響評価審査会 会議録

1 日時 2025年（令和7年）10月31日（金）午後1時30分から午後2時50分まで

2 場所 愛知県自治センター 6階 603会議室

3 議事

豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業計画段階環境配慮書について

4 出席者

(1) 委員

中山会長、市野委員、神谷委員、庄子委員、龍田委員、渡邊委員

【オンライン出席】

阿部委員、鵜飼委員、岡村委員、長田委員、小野委員、北村委員、佐野委員、
塚田委員、内藤委員、檜崎委員、廣岡委員、横田委員

（以上18名）

(2) 事務局

環境局：

武田環境局長、平野技監

環境局環境政策部環境活動推進課：

西川課長、小川担当課長、國立課長補佐、佐藤主査、渥美主査

（以上7名）

(3) 事業者等

8名

5 傍聴人

3名

6 会議内容

(1) 開会

- 会議録の署名について、中山会長が阿部委員と神谷委員を指名した。

(2) 議事

豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業計画段階環境配慮書について

- 豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業計画段階環境配慮書について、別紙
1のとおり質問を受けた。
- 資料1について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【佐野委員】騒音の評価を A 案 B 案 C 案で比較し、距離だけを見てプレス工程施設を北側に配置した案の影響が少ないとしているが、地形の高低差を見ると北側が高く南側が低い。工場敷地の平均高さをどれぐらいにするかにもよるが、工場の敷地に対して北側の住宅の標高が高いため、工場から住宅に音が直接伝播し、逆に南側の標高が低い住宅からは工場が盛土の上に見えるため、工場敷地の法肩で回折減衰が起こり、むしろ南側の住宅への騒音が小さくなることも考えられる。ただし、工場建屋の高さが高く、工場内の音場が拡散音場的なものになるのであれば、今の話のようにはならない。240m と 270m では距離の差がほとんどないため、造成地盤の高さや住宅からの工場の見え方も考慮した方が良いと考える。

【事務局】今回は配慮書段階であり、事業計画の立案段階であるため、単純に離隔距離だけで予測されている。一方で、ご指摘のとおり、高低差等も今後勘案して予測・評価をしていく必要があると考えられるため、方法書以降、適切に予測・評価の手法を検討するよう事業者に求めてまいりたい。

【塚田委員】今回の配慮書は、愛知県が工業団地を造成する事業だが、工場の配置により複数案が設定されている。工場に関することも、今回のアセスの対象であると考えてよいのか。

単に資材置き場として造成するのであれば、地上に建物を建てることはないが、工業団地の造成の場合は、造成後のことまで考えるということか。

【事務局】施設供用後の環境影響も想定されるため、愛知県環境影響評価指針に基づき、予測・評価をしていくことになる。同指針において、施設の供用による影響が参考項目として示されており、また、配慮書対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物において行われることが予想される事業活動が対象になると明記されている。事業活動の具体的な内容としては、機械の稼働による影響や施設からの汚水の排出による影響が工場からの影響として考えられる。

【塚田委員】方法書以降も、工場の施設のことをアセスの対象とするということか。

【事務局】方法書以降も、工場の稼働や汚水の排出による影響について、評価項目として検討される。

【塚田委員】その場合も、事業者は愛知県企業庁だけなのか。

【事務局】今回の対象事業は、あくまでも工業団地の造成の事業であるため、事業者は愛知県企業庁になる。ただし、工場を建設するトヨタ自動車株式会社とも調整して今後も予測・評価の項目を検討していくことになり、また、実際に事業が始まった後については、それぞれ工区が完成し、引き渡された段階で、アセスの手続き上も、引継ぎの手続きなどが進められていくことになる。

【塚田委員】了解した。一体的にアセスが進められていくということで理解した。

【庄子委員】1 つ目として、配慮書 162 ページの動物に関わる予測結果で、河川については区域内に分布しないため直接改変による影響はないと予測される

ことから重大な影響がないと記載されている。一方で、専門家ヒアリングでは哺乳類の専門家から、周辺の河川や田が動物の移動経路、いわゆるコリドーとして機能しているとの指摘があった。この点を踏まえると、方法書以降では、周辺の河川やため池も含めて、生態的な繋がりを考慮した評価が必要であると考える。鳥類についても同様で、シギ・チドリ類やオンドリについて、矢作川流域や周辺のため池との繋がりの中で生息している可能性が高いと考えられるため、方法書の段階では、周辺の水辺環境との関係も視野に入れて、評価手法を示していただくと良いと考える。

次に、夜間の照明や騒音について、今回配慮書に記載されているヨタカやフクロウ、サギ類のような夜行性の鳥類への影響が考えられる。また、昼行性の鳥類においても、騒音の影響が考えられる。方法書では、夜行性の鳥類にも留意して、調査の時間帯や季節の設定を検討していただければと思う。

最後に、配慮書 42 ページでは動物の生息状況をレッドデータブックあいち 2020 などに基づいて整理している。その中で、配慮書 47 ページの表 3.1-39 に、IUCN のレッドリストで Critically Endangered に指定されているシマアオジが記録されている。この場所や周辺を継続的に利用している可能性は個人的には高くないと思うが、世界的に個体数が減少している種であるため、区域外の記録であっても、渡り鳥の立寄り環境としての保全価値を考慮することは重要だと考える。シマアオジのような渡り鳥は繁殖地と越冬地の間を移動する際に、ため池や休耕田などを一時的な採餌や休息の場として利用する。このため、方法書以降では、ため池や湿地の生態的機能を評価に含めていただき、渡り鳥の利用環境として整理し、必要に応じて代替措置も検討していただけると良いと思う。

【事務局】配慮書においては、重大な環境影響があるかどうかを文献調査により、直接改変の影響でのみ予測・評価されている。一方で、ご指摘のとおり、周辺の水辺環境への影響や、夜間の照明や騒音による影響は重要な観点であるため、方法書以降でどのようなことができるかを検討し、事業者にしつかり求めていきたいと考えている。

また、周辺環境の状況については、現地調査の結果を踏まえて、事業者において検討がされ、準備書に反映されていくものと考えている。

【庄子委員】たしかに直接改変による影響という限定付きで書かれてはいるが、直接改変以外の影響にどういうものがあるかという点が記載されておらず、わかりづらいと感じたため、他に留意すべき点が記載されると、審査側としては考えやすいと感じた。

【事務局】今回は配慮書の段階であり、計画の熟度が低く文献調査結果しかないため、重大な環境影響という観点からすると、直接改変による影響でのみ予測・評価されている。一方で、今回の工場は 1 日最大 7300 m³ の排水を周辺河川に放流する計画となっているため、周辺河川への影響も方法書以降で見ていくべきだと考える。ご指摘のあった点について、方法書以降で適

切に評価項目や予測手法を検討するよう求めてまいりたい。

【長田委員】工場が稼働する際の工程では、塗装により悪臭が生じる可能性があるとして、配慮書中で検討が進められている。塗装工程による悪臭ということは、有機化合物の排出があるということを前提にしていると思うが、今回、配慮事項として選定した項目の中には、有害大気物質であるトルエンなど、塗装工程で排出されそうなものが全く挙がっていない。近隣住民に対して悪臭の被害があるという問題があり、塗装で排出されるVOCが愛知県や隣の岐阜県等におけるオゾン濃度を上げることにも繋がりかねないため、有機化合物の排出による影響についても、大気環境保全の観点で配慮いただきたい。

【事業者】今回、悪臭に関しては、VOCなどを大量に排出するから計画段階配慮事項として選定しているということではなく、配置の複数案の検討するために選定をしている。また、現状の工場においても法令等の規制に従って管理しているため実際は重大な影響はないと考えている。このことについては、配慮書143ページの第4.1-2表の悪臭の選定理由に記載しており、基本的には重大な影響はないが、複数案の検討のために選定したものと、ご理解いただきたい。

【長田委員】法令に従ってということだが、ローカルなオゾン生成をもたらす人為的なVOCの排出について、将来的にはより排出量を減らすことが望ましいと考えるため、更なる排出量の削減を検討いただければと思う。

【事業者】今後の環境影響評価手続きの中で、環境保全措置を記載させて頂く。VOC等の管理についても、出来る限り記載させていただきたい。

【横田委員】1点目として、地下水の状況等に直接的な影響があるということであるため、水循環を含めてしっかりと評価していただきたい。

2点目として、排水を河川放出する計画であるため、放出先の河川流量と排水する流量、水質との関係をきちんと評価していただきたい。

【事務局】ご指摘のあった点について、方法書以降で適切に評価項目や予測手法を検討するよう求めてまいりたい。

【渡邊委員】1点目として、色々な項目がある中で、専門家等へのヒアリング結果がある項目とない項目がある。全ての分野で専門家へのヒアリング結果が載っていると、専門分野外でも非常にわかりやすいが、ヒアリング結果の有無に意味があるのか。

2点目として、植物に関して、専門家の意見においてヒメミミカキグサ等と記載があるが、ヒメミミカキグサは愛知県では2ヶ所ぐらいにしかなく、高さが1cmぐらいで1日しか花が咲かないため、見つけるのが困難である。ヒメミミカキグサが生育するところに出てくるムラサキミミカキグサであれば開花期も長いため、ムラサキミミカキグサを例として挙げた方が良いと考える。ヒメミミカキグサは湿地性植物として非常に重要であるが、ヒメミミカキグサのような希少性の高い種を例として挙げてしまうと、当該種が見つからなかったときに、その湿地の価値もないと判断されてし

まうことを懸念している。

【事務局】1点目について、環境影響評価指針においては、それぞれの項目で必要に応じて専門家等の意見を聞き、それを踏まえて予測・評価をしていく規定になっている。一般的に動物や植物については、地域の専門家の意見を聞かなければわからないところがあるため、今回もヒアリングが実施されているものと考える。一方で、騒音については諸元等を踏まえて予測していくものであること、景観については現時点で詳細な予測・評価ができる段階でないことから、ヒアリングが実施されていないものと考える。また、騒音、悪臭に関しては重大な環境影響はないものの、複数案の比較のために選定しているため、その点を踏まえてもヒアリング不要と考えられる。

2点目について、具体的な種がいる可能性の指摘を専門家から受けると、その種に応じた調査手法を考えていくことになるため、より環境に留意した調査ができると考えられる。専門家ヒアリングの内容が正確に記載されているとご理解いただきたい。

【渡邊委員】生態系についてはなぜ専門家ヒアリングが行われていないのか。

【事務局】動物、植物の項目と併せて実施しているものと考える。

【渡邊委員】了解した。

- ・ 豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業計画段階環境配慮書について、豊田貞宝地区用地部会（別紙2）を設置し、その審議が付託された。

（3）閉会

7 環 活 第 357 号
令和 7 年 10 月 31 日

愛知県環境影響評価審査会
会長 中 山 恵 子 様

愛知県知事 大 村 秀 章

豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業計画段階環境配慮書について
(諮問)

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号）第 4 条の 7 第 4 項の規定に基づき、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求める。

担 当 環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響・リスク対策グループ
電 話 052-954-6211（ダイヤルイン）

**愛知県環境影響評価審査会
豊田貞宝地区用地部会構成員**

委員名	所 屬 等
鵜飼 真貴子 うかい まきこ	名古屋大学大学院環境学研究科准教授
長田 和雄 おさだ かずお	名古屋大学大学院環境学研究科教授
小野 悠 おの はるか	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系准教授
神谷 浩二 かみや こうじ	岐阜大学工学部教授
庄子 晶子 しょうじ あきこ	名古屋大学大学院環境学研究科教授
龍田 建次 たつだ けんじ	愛知学泉大学家政学部教授
塙田 森生 つかだ もりお	三重大学大学院生物資源学研究科教授
横田 久里子 よこた くりこ	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系准教授
渡邊 幹男 わたなべ みきお	愛知教育大学自然科学系教授

(敬称略、五十音順)